〇私事旅行

•概要

(1) 校長及び職員が外国に私事旅行をするときに「外国(私事)旅行届」を教育長に提出しなければならない場合がある。また、校長及び職員が宿泊を伴う国内の私事旅行をするときに「私事旅行届」の提出を要する市町村がある。

•関係法令等

- (1) 市町村学校管理規則
 - <参考>白河市立小学校及び中学校管理規則
 - 第31条 校長及び職員は、外国に私事旅行をするときは、当該旅行の14日前までに旅行計画書を付して外国旅行届(第20号様式)を教育長に提出しなければならない。ただし、20日以内の職員の私事旅行にあっては、この限りでない。
 - <参考>会津若松市公立小·中学校管理規則

第24条 校長及び職員は、宿泊を要する私事旅行をするときは、私事旅行届(第30号様式)を校長は 教育長に、職員は校長に提出しなければならない。ただし、5日以内の職員の私事旅行にあっては、 この限りでないが、連絡先は校長に報告するものとする。

•留意事項

- (1) 外国旅行届
 - ① 外国に私事旅行をする場合も下記「私事旅行届」を提出する市町村がある。
 - ② 旅行計画書(旅行会社の旅行行程表等)の添付が必要な市町村がある。
 - ③ 提出を要する日数・提出期限等は市町村によって異なるので、各市町村の市町村学校管理規則による。
 - ④ 校長、職員ともに教育長(地教委)に提出する。
- (2) 私事旅行届
 - ① 国内の私事旅行については届出が不要な市町村がある。
 - ② 提出を要する日数等は市町村によって異なるので、各市町村の市町村学校管理規則による。
 - ③ 校長は教育長に、職員は校長に提出する。

以下余白